

令和6年度からの 板橋区公共交通会議の運営について

板橋区 都市整備部 都市計画課

1 現在の会議体と令和6年度からの取組みに伴う対応の必要

令和2年に板橋区交通政策基本計画を策定し、この計画の実行、特に公共交通に関して、区民、交通事業者、国・都・区の各行政機関の職員が一堂に会して、区内の交通施策について調査、研究及び協議する場として、令和3年に板橋区公共交通会議を設置した。なお、会議の委員のうち交通事業者については、区内で事業を行う主たる事業者に限定していたところである。

今後、公共交通の利用促進・啓発のほか、公共交通サービス水準の相対的に低い地域への対応の検討を深めていくにあたっては、区内で営業を行うバスやタクシー事業者との協議・調整が大切となる。

このため、次回、令和6年度開催の会議から、運営の拡充対応を行うこととしたい。

板橋区公共交通会議設置要綱

(抜粋)

(目的)

第1条 板橋区の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・充実に推進し、区民生活の向上に資するため、板橋区公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 板橋区交通政策基本計画に関する事項
- (2) 交通体系の整備、公共交通の維持・充実にに関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) その他、区の交通体系の整備、公共交通の維持・充実に必要な事項

2 前項の調査、研究及び協議において必要がある場合は、交通会議を道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議その他地域の公共交通に関する会議体（以下「地域公共交通会議等」という。）に位置付け、所要の協議等が行えるものとする。

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者30名以内で区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 自動車運送事業者を代表する者
- (5) 国土交通省職員
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 板橋区職員

(9) 前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

2 前条第2項の規定に基づき、交通会議を地域公共交通会議等に位置付ける場合は、次に掲げる者を委員とし、区長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 前号に掲げる者のほか地域公共交通会議等の運営上必要と認める者

2 令和6年度からの体制について

(1) 道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に位置づけ

地域公共交通会議と法定協議会の違いとは？

地域公共交通に関する協議の場には、道路運送法に基づく地域公共交通会議と、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の2つがあります。地域公共交通会議が対象とするのは、乗合バスやタクシーなど、旅客自動車運送事業（道路上で自動車を用い、旅客から運賃を得て運送サービスを提供するもの）と自家用車による有償運送です。

法定協議会は鉄道、旅客船など、全ての交通モードを対象とし、地域公共交通計画を策定して事業を実施していく組織です。



| 地域公共交通会議 | 法定協議会 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 目的 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議 地域の交通計画を作成（任意） | 目的 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議 |
| 対象モード バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送 | 対象モード 多様な交通モード |
| 構成員 市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者 | 構成員 市町村、県、運輸局、交通事業者、住民・利用者代表、道路管理者、交通管理者、主宰者が必要と判断する者 |
| 参加応諾義務 なし | 参加応諾義務 あり |
| 協議結果 法律上規定なし | 協議結果 参加者の尊重義務あり |
| 事業実施 行えない | 事業実施 行える |

自動車を用いて旅客から運賃を得て運送サービスを提供する際には、「道路運送法」に基づき、国の許認可を得たり、届出が必要となる。

道路運送法には、自治体が地域公共交通施策に取り組むための仕組みとして、『地域公共交通会議』という制度が用意されている。

地域公共交通会議では、「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態」などの協議を行うことができ、有償の運送サービスの導入となった場合、この会議で協議を整えると、道路運送法に基づく手続きにおいて、必要な処理期間が短縮されるなどのメリットがある。

（メリットは「法定協議会」における協議でも同様）

区内では、鉄道とバスによる一定水準の公共交通網が形成され、また、タクシーも全域で提供されていること、交通政策基本計画の策定からまだ数年であることなどから、まず「地域公共交通会議」に位置付けることとする。

2 令和6年度からの体制について

(1) 道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に位置づけ（参考1）

道路運送法施行規則（抜粋）

（事業計画）

第四条 法第五条第一項第三号の事業計画のうち路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係るものには、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 路線に関する次に掲げる事項

イ 起点及び終点の地名及び地番

ロ キロ程

ハ 主たる経過地

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその常用車及び予備車別の数並びにこれらのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

四 自動車車庫の位置及び収容能力

五 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量

六 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

七 自動運行旅客運送（自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）を当該自動運行装置に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）で使用して当該自動運行装置を備えている自動車を運行することによる旅客の運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行旅客運送に係る第一号、第三号及び前号に掲げる事項

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する協議会（次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。）（以下「地域公共交通会議等」という。）における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

（以下、略）

2 令和6年度からの体制について

(1) 道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に位置づけ（参考2）

道路運送法施行規則（抜粋）

（地域公共交通会議の構成員）

第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - 六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会
 - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

2 令和6年度からの体制について

(1) 道路運送法に基づく「地域公共交通会議」に位置づけ（参考3）

地域の関係者の連携と協働の促進【地域交通法】

背景・必要性

○ **官民間、交通事業者間、交通・他分野間**における地域の関係者の**連携・協働＝「共創」**により、**利便性・持続可能性・生産性**が向上するよう、地域公共交通ネットワークを**再構築＝「リ・デザイン」**することが必要。

概要

○ **地域の関係者の連携と協働を促進**するため、以下を法律に規定。

- ・**目的規定**に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加。
- ・**国の努力義務**として、「関係者相互間の連携と協働の促進」を追加。
- ・「地域の関係者相互間の連携に関する事項」を**地域公共交通計画への記載に努める事項**として追加。

交通・他分野間の共創（地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現）

住宅×交通

教育×交通

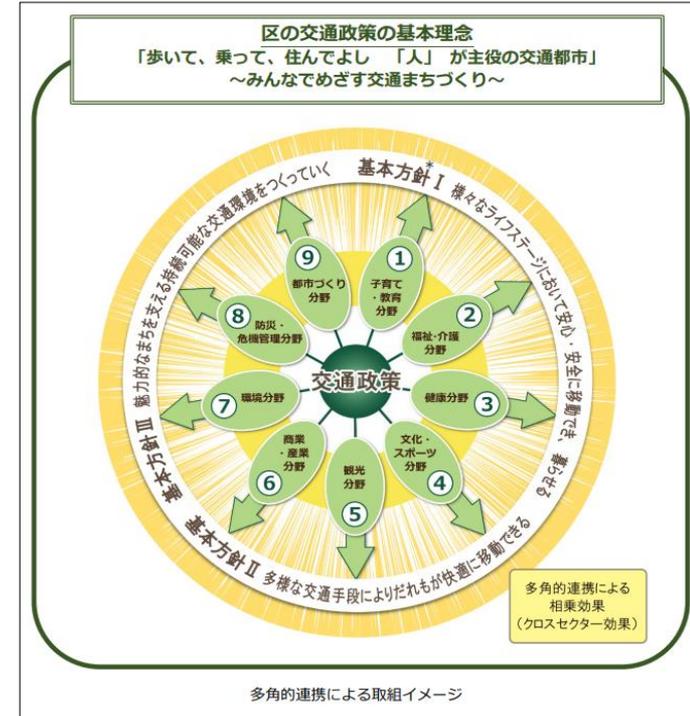
農業×交通

医療×交通

介護×交通

エネルギー×交通

※ 国土交通省資料から抜粋



※ 板橋区交通政策基本計画（20ページ）より

国の示す「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」における背景・必要性（左図）は、地域の公共交通を考える上で最も重要なものであり、区でも、板橋区交通政策基本計画の20ページに、同様の主旨の記載（右図）を行っているところである。

今後は、新たな体制の中で、官民間、交通事業者間、交通・他分野間における地域の関係者の連携・協働＝「共創」により、利便性・持続可能性・生産性の向上を基本的な考え方として、取り組んでいく。

2 令和6年度からの体制について

(2) 委員の追加（案）

① バス事業者追加

●環状七号線での運行事業者

東京都交通局（バス）： 王78系統（王子駅～大和町（板橋本町）～小茂根～新宿駅西口）

関東バス株式会社： 赤31系統（赤羽駅東口～大和町（板橋本町）～小茂根～高円寺駅北口）

※赤31系統は、国際興業株式会社と共同運行

●成増駅から練馬区・和光市方面への運行事業者

西武バス株式会社： 成増駅南口・地下鉄成増駅付近から、主に次の駅へ

- ・練馬駅
- ・練馬高野台駅
- ・石神井公園駅（国際興業株式会社と共同運行）
- ・大泉学園駅
- ・吉祥寺駅
- ・光が丘駅

東武バスウエスト株式会社： 成増駅南口・北口からそれぞれ、和光市駅へ

② バス・タクシーの運転手が組織する団体

東京都交通運輸産業労働組合協議会（バス部会、ハイタク部会）

③ 交通管理者（警視庁 交通部 交通規制課）

④ 板橋区の関係部署職員（健康生きがい部、資源環境部を検討中）